

公 示

「災害時における河川等災害応急復旧業務に関する協定（電気・通信設備）」の申請について
標記について、協定締結に参加を希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

令和3年2月4日

国土交通省関東地方整備局
利根川ダム統合管理事務所長
小宮 秀樹

記

1. 協定の目的

利根川ダム統合管理事務所が管理する河川管理施設等において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械資材、労力等について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

2. 協定内容

(1) 協定書 別冊協定書のとおり

(2) 協定区間 1) ダム配線設備

- ① 藤原ダム管理支所管内
- ② 相俣ダム管理支所管内
- ③ 菌原ダム管理支所管内
- ④ ハッ場ダム管理支所管内

2) 光ケーブル設備（別図－1のとおり）

(3) 本協定で想定している応急復旧に関する作業は、電気配線及び通信配線（光ケーブル含む）に関する応急復旧等を想定している。

3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規程に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち電気設備工事及び通信設備工事に認定されているものであること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始

の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

(3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 群馬県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

(5) 平成17年度以降関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し完了した直轄工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

(6) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、本発注工事の工事種別における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。

(7) 資料の提出期限日から協定締結までに関東地方整備局長から工事請負契約にかかる指名等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）にもとづく指名停止を受けていないこと。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

(10) 対策訓練又は講習会を開催する場合は参加できること。

(11) 災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方法があるが、いずれの方式でもよい。

ただし、当該災害協定を締結する時点においては、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としない。

4. 協定期間

協定期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

5. 申請書類

(1) 申請書 様式一電気1

(2) 調査票 様式一電気2

※調査票は令和3年2月3日現在で作成する。

6. 申請書類の提出

申請書類は原則として、郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出することとするが、やむを得ず持参する場合は下記のとおりとする。郵送の場合は受領期限内必着とする。

（1）受付期間

令和3年2月4日（木）から令和3年2月26日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く8時30分から17時15分とする。

（2）受付場所

〒371-0846 群馬県前橋市元総社町593-1
国土交通省利根川ダム統合管理事務所 管理課（中島、米山）
TEL 027-251-2022

（3）提出部数

1部（A4サイズ）

7. 審査基準

別紙一土木1における評価項目についてそれぞれ評価を行います。

8. 締結通知

「災害時における河川等災害応急復旧業務に関する協定（電気・通信設備）」の締結及び非締結についての通知は、申請者へ書面をもって通知する。

なお、通知は令和3年3月12日（金）を予定している。

9. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できない者は、利根川ダム統合管理事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

なお、持参するものとし、郵送、FAX及び電子メールによるものは受け付けない。

（1）提出期限

令和3年3月15日（月）から令和3年3月19日（金）までの8時30分から17時15分とする。

（2）提出場所

6.（2）の受付場所と同じ。

（3）回答期限及び方法

令和3年3月24日（水）までに書面により回答する。

10. その他

（1）申請書類に要する費用は、提出者の負担とする。

（2）申請書類は、利根川ダム統合管理事務所のホームページよりダウンロードすることとする。「<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonedamu/>」

（3）提出された申請書類調査票は、当目的以外に使用することはない。

（4）提出された調査票は、返却しない。

(5) 申請書類に関する問い合わせは、6. (2) の受付場所と同じ。

(6) 連絡先等調査

災害協定締結後、所定の書式により緊急時、平常時の連絡先及び建設機械、資材、技術者・作業員数の保有等の状況を調査する。調査内容、時期は以下のとおり。

①調査内容

・緊急時、平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、保有している携帯電話の番号及びメールアドレス

・技術者・作業員の人数及び建設機械等の台数、保有している資材調査

協定に基づく出動可能な技術者の人数及び作業員の人数、建設機械・資材等の数量及び保管場所

・他機関との協定状況

他機関と災害時における協定又は契約の締結状況

②調査時期

毎年4月期に依頼する。

③提出先

6. (2) の受付場所と同じ。

④提出方法

電子メールによる。

(7) 管内ダム管理支所の所在地等

①藤原ダム管理支所

群馬県利根郡みなかみ町夜後26

電話：0278-75-2006

②相俣ダム管理支所

群馬県利根郡みなかみ町相俣1493

電話：0278-66-0034

③園原ダム管理支所

群馬県沼田市利根町園原2378

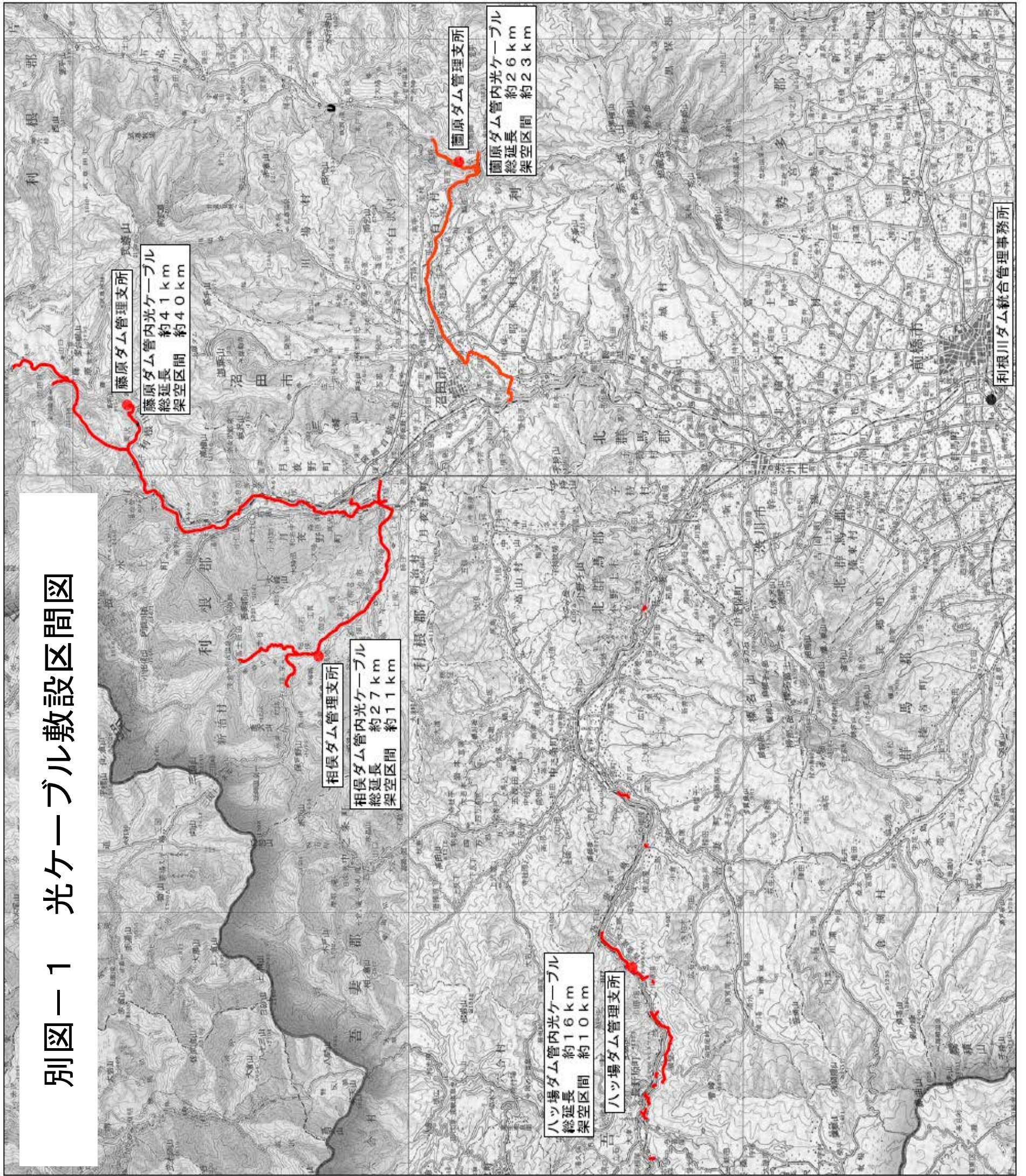
電話：0278-54-8012

④ハッ場ダム管理支所

群馬県吾妻郡長野原町川原畑1121-31

電話：0279-83-2560

別図-1 光ケーブル敷設区間図



評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	欠格要件	備考
協定に基づく出動要請を行った場合の技術者の可否	<p>下記資格等を1つ以上有している技術者の有無</p> <p>①技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る））</p> <p>②1級電気工事施工管理技士</p> <p>③2級電気工事施工管理技士</p> <p>④1級電気通信工事施工管理技士</p> <p>⑤2級電気通信工事施工管理技士</p> <p>⑥建設業法第7条第2号イ、ロまたはハで定める者（イについては、電気工学または電気通信工学に関する学科を修めた者。）</p>	資格等の保有者がいない場合	様式－電気 2
協定に基づく出動要請を行った場合の作業員の可否	作業員の有無 （協力会社含む※1）	作業員を確保できない場合	様式－電気 2
平成17年度以降関東地方整備局管内における直轄工事で元請けとして施工した実績	<p>平成17年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した関東地方整備局管内（港湾空港関係を除く。）における下記のいずれかの直轄工事の施工実績の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバーケーブル（クロージャールによる直線接続がある場合に限る）を供用中の現道上において架空敷設（新設、引き替えまたは切り回し）した工事 ・電力供給事業者との財産分界点より高圧受変電設備までの高圧ケーブルを敷設（新設、引き替えまたは切り回し）した工事 	施工実績が無い場合	様式－電気 2
過去2年間の工事成績評定点の平均点	関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事の平成30年4月1日から令和元年3月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点	2年連続で60点未満	—

※1 作業員の配備に関して、協力会社の作業員については、協力会社の了解を得た旨の証明書（書式任意・了解印必須）を添付する。

災害時における河川等災害応急復旧業務に関する協定書（案）

（電気・通信設備）

国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所長 小宮 秀樹（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、災害時における利根川ダム統合管理事務所管内の災害応急復旧業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は利根川ダム統合管理事務所が管理する河川管理施設等（以下「河川等」という。）において発生した災害のため必要となった応急復旧業務に関し、これに必要な建設機械資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と軽減について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（協定の適用区分）

第2条 協定が適用される区分は、電気配線及び通信配線（光ケーブル含む）に関する応急復旧等とする。

（業務の実施範囲）

第3条 業務の実施区間は次のとおりとする。

- 1) ダム配線設備
 - ① 藤原ダム管理支所管内
 - ② 相俣ダム管理支所管内
 - ③ 菌原ダム管理支所管内
 - ④ 八ッ場ダム管理支所管内
- 2) 光ケーブル設備（別図－1のとおり）

（業務の実施体制）

第4条 甲は、当該河川等の災害に係わる緊急活動が必要と認められる時には、被害状況に応じて書面または電話などの方法により乙に出動要請するものとする。

2 乙は、要請を受けた場合、直ちに河川等の被災状況の把握と報告、並びに甲の指示により活動を実施するものとする。

- 3 乙は、出勤要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。
- 4 乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保の可否、資機材の状況等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

(業務の指示)

第5条 業務の指示は、甲または第3条に定める範囲を担当するダム管理支所長（以下「支所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の完了)

第6条 乙または第4条第3項で定めた現場責任者は、業務を完了したとき電話等の方法により直ちに支所長へその旨の報告をするものとする。

(業務の実施報告)

第7条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに支所長へ報告するものとする。

(契約の締結)

第8条 甲は、第4条第1項により乙に出勤要請をしたときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第9条 乙は、予め災害に備え第4条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

- 2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたときまたは、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材の提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく災害の応急復旧に関しそれぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第 11 条 甲が特に必要として第 3 条に規定する以外の範囲に出動を要請するときは、乙に協議するものとする。

(費用の請求)

第 12 条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第 8 条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第 13 条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第 8 条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(被害の負担)

第 14 条 業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(法定外労働災害補償制度への加入)

第 15 条 災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していなければならない。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請け・下請を問わず補償できる保険であるものとする。

なお、請負契約の条件となる法定外労働災害補償制度は、工事現場単位で随時加入する方式または直前 1 年間の完成工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式のいずれの方式であってもよいものとする。

(訓練等への参加)

第 16 条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの要請があった場合は参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(有効期限)

第 17 条 この協定の有効期限は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(協定の解除)

第18条 甲は、乙に対して本協定を締結するのが著しく不当と認められる場合、又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ、協定締結を解除することができる。

(協 議)

第19条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第20条 乙が関東地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日建設省厚第91号）に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。

2 乙が関東地方整備局（港湾空港関係を除く）一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち、電気設備工事及び通信設備工事に登録されていない場合はこの協定を適用しない。

(雑 則)

第21条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有する。

令和3年3月 日

甲 国土交通省関東地方整備局
利根川ダム統合管理事務所長 小宮 秀樹

乙 ○○○○○○○○
代表取締役 ○○ ○○

様式一電気 1

協定参加申請書

令和 年 月 日

国土交通省関東整備局
利根川ダム統合管理事務所長
小宮 秀樹 様

住 所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町
〇〇番〇〇号

代表者 〇〇〇〇建設株式会社
代表取締役社長

〇 〇 〇 〇 印

「災害時における河川等災害復旧業務に関する協定」に参加したく申請します。
なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 問い合わせ先

担 当 者 〇 〇 〇 〇

部 署 本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代) (内線〇〇〇)

2. 添付書類 ※必要に応じて加除する事

- ・様式一電気 2
- ・CORINSの写し
- ・協力会社の了解した旨の証明書

様式一電気2

河川等災害応急復旧業務に関する調査票

会社名： ○○○○建設株式会社

令和 3年 2月 3日現在

1. 協定に基づく出動要請を行った場合の技術者の可否

所有資格	人 数	備 考
① 技術士	人	
② 1級電気工事施工管理技士	人	
③ 2級電気工事施工管理技士	人	
④ 1級電気通信工事施工管理技士	人	
⑤ 2級電気通信工事施工管理技士	人	
⑥ 建設業法第7条2号イ、ロまたはハ	人	
合 計	人	

※ 複数の資格を所有している場合は、どれか1つの資格に計上する。

2. 協定に基づく出動要請を行った場合の作業員の可否

作業員の人数	自 社	人
	協力会社	人

※ 作業員の可否に関して、協力会社の作業員については、協力会社の了解を得た旨の証明書（書式任意、了解印必須）を添付する。

3. 平成17年度以降関東地方整備局管内における直轄工事で元請けとして施工した実績

工 事 名	工 期	発注機関名
	自	
	至	

※ 工事实績は、最新のものを記載すること。

コリンズの写しを添付すること。ただし、コリンズでの記載内容で実績が不明な場合については、工事の施工内容がわかるもの（仕様書等）を添付する。